

直方市監査委員 大 場 亨  
直方市監査委員 中 西 省 三

## 定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第 9 項によりその結果を提出し、かつ、公表する。

### 記

#### 1. 監査の対象 直方市上下水道・環境部 下水道課

- ① 監査の期間 令和 6 年 6 月 1 日から  
令和 6 年 6 月 30 日まで
- ② 日程及び実施場所
  - 概要聴取 令和 6 年 6 月 12 日（監査委員事務局）
  - 備品検査 令和 6 年 6 月 18 日（下水道課執務室）
  - 監査講評 令和 6 年 7 月 10 日（監査委員事務局）

#### 2. 監査の方法

今回の定期監査は、令和 5 年度(令和 6 年 3 月末日現在)における下水道課の所管に係る財務事務等を対象に関係資料の提出を求め、職員から説明を聴取し実施した。

#### 3. 監査の着眼点

- ① 予算執行、収入、支出及び財産の管理等の事務は適切かつ効率的に行われているか。
- ② 事務事業の執行にあたっては、住民の福祉の増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。
- ③ 事務事業の執行が法令、条例、規則、予算及び議決等に基づきなされているか。
- ④ 文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。
- ⑤ 業務に潜在するリスク管理（チェック体制）の整理は適切に行われているか。  
また、その体制は有効に運用されているか。
- ⑥ 各種の契約が、契約の公平性、透明性を確保しているか。

- ⑦ 補助金等は、規則等に基づき額の算定、交付方法等が適正に行われているか。
- ⑧ 公金収納が、直方市下水道事業会計規則に則り適正に処理されているか。
- ⑨ 物品の出納保管は、適正になされているか。
- ⑩ 歳入調定の対象を的確に把握し、適正に調定と収納が行われているか。
- ⑪ 事務処理等のチェック体制は適正に行われているか。
- ⑫ その他特に必要な事項

#### 4. 監査の結果

##### 指摘事項

| 指摘項目     | 指摘の内容                                                                                       | 指摘の根拠                                                                      | 監査委員意見                                                                                                                                                              |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 財務事務について | 下水道事業受益者負担金の徴収事務において、未納分の事務処理で、督促状、催告書及び未納分納付書発送後に時効期間に到達をしたことのみを理由として不能欠損処理が行われている例が散見された。 | <b>直方市債権管理条例第8条</b><br>債権管理者は、強制徴収公債権について、法令の規定により、滞納処分を行わなければならない。        | 受益者負担の公平性という面において広域下水道事業への理解や信頼を損なうことに繋がることから、未収金の回収に関しては時効期間に到達したことのみを理由とした不能欠損処理を安易に行うことなく、滞納者や相続権者など下水道に係る権利者の資産状況や支払い能力の調査を厳に行い、差し押さえ等の適正な滞納処分の検討・実施を行うこととされたい。 |
|          | 予定価格における専決区分について、「直方市雨水管理総合計画（その2）策定業務委託」において、専決区分の適用に誤りがあった。                               | <b>直方市事務代決及び専決規則別表第1（契約関係、予定価格の決定及び契約締結）</b><br>専決区分は規則の規定により、適用しなければならない。 | 規則に基づいた適正な事務処理をされたい。                                                                                                                                                |

財務事務の処理については、概ね適正に処理されていたが、契約書作成の際には記載漏れや記載誤りのないように注意し、特に随意契約を行う場合には、根拠法令の適用要件については厳格に判断することとし、決裁過程においても客観的理由の十分な確認と内容の精査に努められたい。

備品管理については、備品台帳と現品の一部不一致や現品に備品シールの添付がないものが見受けられたため、直方市下水道事業会計規則に基づいた適正な管理を求める。

旅行命令について、直行直帰などの際、備考欄に用務開始及び終了時刻の記載漏れなどがあり、旅行マニュアル等に基づいた適正な事務処理をされたい。

また、文書事務において、回答が必要な文書の場合においては、回答の発送先や発送日の登録がないものがあつた。

以上のことから、文書事務及び財務事務等の事務処理については、文書管理事務マニュアル、財務・会計ハンドブックや法令、規則等に基づき引き続き適正な事務処理を望むものである。